

特定非営利活動法人
埼玉県介護支援専門員協会会報

さいたまケアマネだより

《第19号》

<発行> 特定非営利活動法人埼玉県介護支援専門員協会 (事務局)さいたま市浦和区仲町2・13・8



所沢市から富士山を望む

新しい年を迎えての抱負

理事長 千葉道子

新年明けましておめでとうございます。お元気で新年をお迎えになられたことと思います。

さて、昨年は加算オンパレードの報酬改定が行われました。プラス改定とはいえ、今までのマイナス改定をわずかに補てんする程度の内容でした。また、加算による現場の混乱や、ご利用者への説明の困難さ、そして何よりも在宅におけるサービスの抑制が生じてしまいました。措置制度より利用しやすい介護保険制度としてスタートしたはずなのに、ますます社会保障制度としての理念から遠ざかる感がいたします。高齢者虐待の増加の一因ではないかと思えます。

このような状況下、当協会はどのような方向性を持って運営するのがよいのか。今まで会員のメリットが見える形ではなかなか示せず、会員数は微増の状況です。しかし、介護支援専門員の職場環境からすると止むを得ない、と考えることもできます。主任介護支援専門員研修の指定を受けられなかったこともあり、昨年は協会の在り方を深く考える機会でもありました。

お陰様で、協会の活動に参加してくださる会員は着実に増えております。参加することは会員の QOL の向上に、そして協会の充実に繋がります。このことに自信を持って、当協会にしかできない活動に焦点を絞って運営して行きたいと考えております。

昨年は顧問弁護士の配置と法務部の立ち上げをいたしました。これは会員の実務上の法的リスクマネジメントを支援するためです。本年からは具体的に支援につなげる活動を展開いたします。

また、県、社会福祉協議会、医師会等関係団体、及び地域の会や地域包括支援センター等との連携強化にも力を注ぎます。

さらに、介護保険制度が理念に沿って運営されるよう、ご利用者の福祉に繋がるよう、必要な発言は積極的にして行きたいと考えております。

そして、「安心感」と「信頼感」を持っていただけるような活動を推進してまいります。

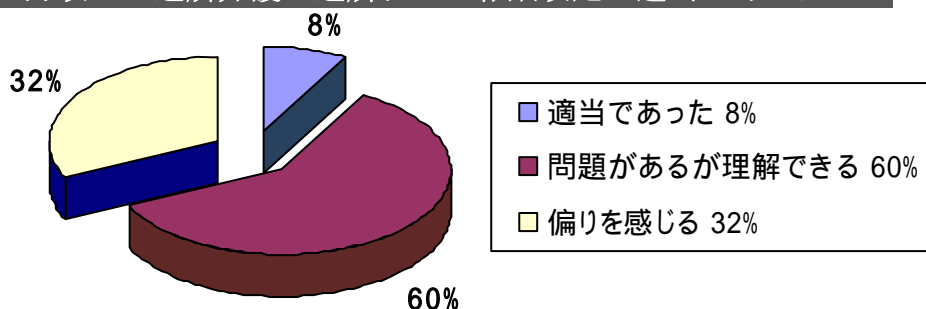
益々のご支援ご協力をお願いいたします。

通所介護サービスに関するアンケート報告

調査研究部

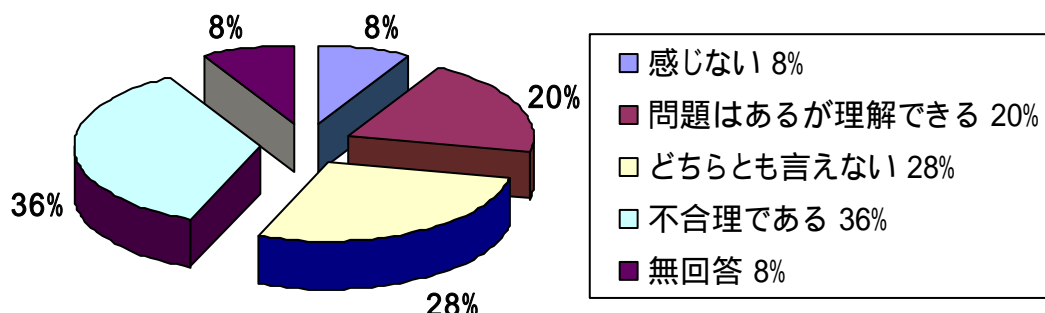
平成 21 年度の介護報酬改定で、通所介護・通所リハビリでも大きな変更がありました。今回のアンケートは、居宅介護支援事業所の介護支援専門員として、具体的な通所サービスの利用者を思い浮かべて、その実態を伺ったものである。44 名の方から回答を得た。これをもとに分析したので報告する。

①H21 年 4 月改正の通所介護・通所リハの報酬改定が適当であったか？



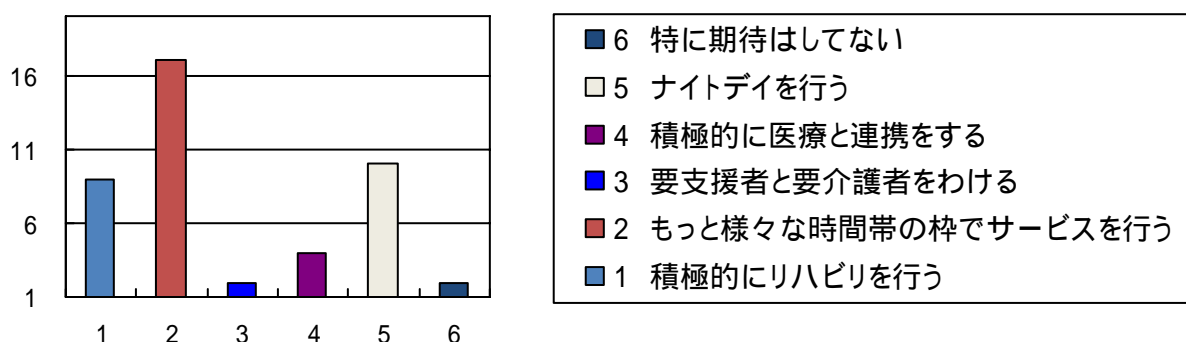
通所サービスの報酬改定では、約 9 割の人が何らかの問題があったと回答している。

②通所リハビリについてお尋ねします。H21 年 4 月改正により不合理を感じましたか？



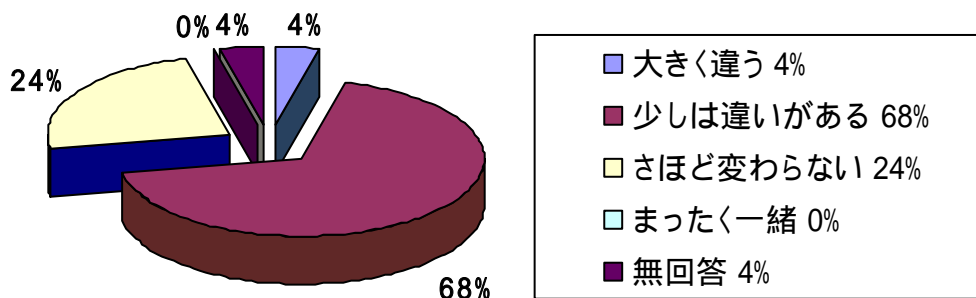
不合理と回答された方の意見の多くは、利用回数制限や施設による考え方の違い、加算の算定のしかたなどであった。

③通所介護についてお尋ねします。今後、居宅のケアマネとして通所介護に求めるものはありますか？



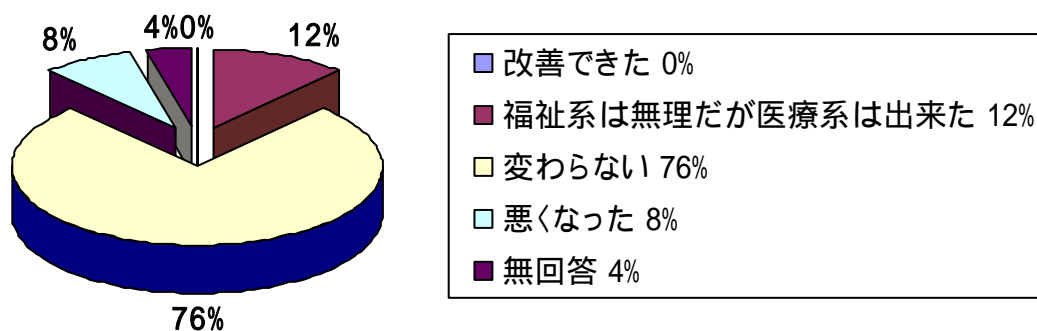
1 番求められているのは、複数の時間帯でのサービス形態であった。(ナイトデイも含め)その次に通所介護でのリハビリでした。

④現在、通所介護と通所リハはそのサービス内容が大きく違うと思いますか？



居宅のケアマネとして、通所介護と通所リハのサービス内容は、まったく一緒だとは思っていないが、その役割として大きな違いがあるとは感じていないとの結果になった。

⑤改正により、通所サービス事業者の介護職員処遇改善が出来たと感じますか？



全体的に改善できたが 0% という結果の反面、医療系は 12% で改善出来たと感じている。

⑥H24 年度、介護保険制度の抜本的改正に何を求めますか？

多くのご意見は、報酬アップや公平性などでしたが、ケアマネジャー業務の簡素化などの意見もあった。



寄稿文

器用仕事 (お雑煮)

理事 讃岐 敏明

平成18年4月に始まった新予防給付制度では、ケアプラン作成の考え方に変化が見られたのはご存知だと思います。

いや介護保険制度創設以来、ケアプラン作成の考え方に変化は無いと、介護保険法の条文から根拠を引き出される方もおられるとは思いますが、法文は法制定以後の状況の変化に対応出来るように、おおまかに（ぼかして）書かれています。つまり法文は、公務員の方は嫌がるかもしれませんが、後から如何様にも解釈できる余地を残しているかと思えます。

その視点で、実際のケアプラン作成状況を振り返ってみると、時代に沿って、考え方に変化があると思われる方もおられるのでは？

私が思うに、特に平成18年4月の改正は、ケアプラン作成の考え方の変化を目立たせたと思います。その変化は数多くありますが、中でも「利用者本人の前向きな意欲を引き出す」ことが求められるようになったのは、大きな変化ではないでしょうか。

もちろん時代的背景として、重介護度の利用者よりも軽介護度の利用者への介護サービスの提供内容が政策の課題になったこと、施設介護サービスよりも在宅介護サービスが質量とも拡大して重点的課題になったことも、見逃せませんが。

これまでの重介護度の利用者や、個人的自由の範囲の狭い施設介護を中心にケアプランを考えた場合は、利用者本人の意欲よりも、家族の介護負担の軽減などの、本人を越えた事情に注意を払うことがあったように思います。

しかし地域包括支援センターで予防給付のケアプラン作成に携わってみると、なるほど「利用者本人の前向きな意欲を引きだし」て、プランにつなげるという考え方に徹しなければ、良いプラン作成は不可能と自覚しました。

ここで問題は、如何にして「利用者本人の前向きな意欲を引き出す」かです。余談ですが、最近、介護支援専門員の中に「ソーシャルワーク」に対して強い関心を向けられる方が多いようです。これは病棟や施設では学習する機会の少なかった、「利用者本人の前向きな意欲を引き出す」テクニックを求めて、「ソーシャルワーク」への期待を現わしているのでは。

さて、地域包括支援センターのケアプランナーや、委託された居宅介護支援事業者のケアマネジャーの多くが、「利用者の前向きな意欲を引き出す」工夫を始めています。ほとんどの事例はアカデミックな分野では考慮されず、ガイドブックやマニュアルで紹介されることもない「現場合せの工夫」なので、自他共に過小評価されているようです。が、実際の現場はマニュアル類に乗るような社会資源は常に不足がち、中でも「時間」資源が一番不足する状況が多く、介護支援専門員としては「現場合せする工夫」が大切と、密かに思われている方もおられるのでは。

私も「現場合せの工夫」は重要と考えていて、ケアマネジャーやケアプランナーの方から、その工夫をお寄せいただきたいと願っています。

そこでまず私の「利用者本人の前向きな意欲を引き出す」「現場合せの工夫」を紹介させていただきます。

私が利用したのは「お雑煮」の話題でした。多くの日本人はお正月というハレの日に、お雑煮

を食べてきたので共通の話題になります。ただし沖縄県ではお雑煮はないようですが、それはそれで話題になります。お雑煮には懐かしい思い出が付いて廻ります。そしてお雑煮の出汁や入れる具は、地方によって様々な種類があるので、その人に半生を語っていただくことにつながります。私は東京生まれなので、出汁は澄まし、焼いた角餅を入れて、具は青菜くらいですが、これが京都になると味噌出汁に丸餅、高松だと味噌出汁に小豆餡餅！、松江は小豆を甘く仕立ててゆでた丸餅を入れる（善哉…ですよね？）そうですが、利用者と共通の話題が持てない時に使えるネタでもあります。

食べることが好きな方は多いので、お雑煮の話題から拡がり、故郷の栃木県名産の「しもつかれ」の作り方を10代で覚えて、それを間違いなく説明された90代の女性の方も居られました。

こうしたことから「また食べてみたい」「また作ってみたい」という前向きな意欲を持たれる方も多いのです。また簡単なお雑煮作りとして、電子レンジで餅をチンし（ところで、この日本語は動詞でしょうか？）、インスタントの味噌汁や松茸のお吸い物で用意した出汁に入れる、というやり方を教えてもらったこともあります。

重介護度の利用者や施設介護中心の考え方では、お雑煮とくに餅はケアプラン作成では思いつかないかと。この点でも新予防給付はケアプラン作成の考え方を変化させたと思います。

さてここまで来ると「元気に過ごしてお正月はお雑煮を作る・食べる」という、真に利用者本人が望む前向きプランが見えてきますし、さらに「家族と」「孫と」「近所の友だちと」というバリエーションを広げることが出来るので、「お雑煮」を活用しない手はないのではないかと、愚考しています。

最後に、文化人類学では「現場合わせの工夫」を「器用仕事」と呼ぶこともあるそうなので、題名にしてみました。



民主党の政権政策マニフェスト

Manifesto

政権交代後3ヶ月経過し、政治がより身近になってきたようにも思います。あの熱気と怒号の中、世論が注目してきた仕分け作業も終わり、第二次補正予算、来年度予算作成に関する議論に移ってきています。この段階で、皆さんに注目度が高くかつ携わる医療と介護のマニフェストとは“何であったか”、今一度振り返ることが重要と思います。

以下に、民主党の政策マニフェストをお示ししますので、ご参考にしていただきたいと思います。そして、次回の介護保険制度改正に、皆さんの声を政治に反映したいと思います。

21. 後期高齢者医療制度を廃止し、国民皆保険を守る

【政策目的】 ○年齢で差別する制度を廃止して、医療制度に対する国民の信頼を高める。
○医療保険制度の一元的運用を通じて、国民皆保険制度を守る。

【具体策】 ○後期高齢者医療制度・関連法は廃止する。廃止に伴う国民健康保険の負担増は国が支援する。
○被用者保険と国民健康保険を段階的に統合し、将来、地域保険として一元的運用を図る。

22. 医療崩壊を食い止め、国民に質の高い医療サービスを提供する

【政策目的】 ○医療従事者等を増員し、質を高めることで、国民に質の高い医療サービスを安定的に提供する。
○特に救急、産科、小児、外科等の医療提供体制を再建し、国民の不安を軽減する。

【具体策】 ○自公政権が続けてきた社会保障費2200億円の削減方針は撤回する。医師・看護師・その他の医療従事者の増員に努める医療機関の診療報酬（入院）を増額する。

○OECD平均の人口当たり医師数を目指し、医師養成数を1.5倍にする。
○国立大学付属病院などを再建するため、病院運営交付金を従来水準へ回復する。
○妊婦、患者、医療者がともに安心して出産、治療に臨めるように、無過失補償制度を全分野に広げ、公的制度として設立する。

25. 介護労働者の賃金を月額 4 万円引き上げる

【政策目的】

- 全国どこでも、介護の必要な高齢者に良質な介護サービスを提供する。
- 療養病床、グループホーム等の確保により、介護サービスの量の不足を軽減する。

【具体策】

- 認定事業者に対する介護報酬を加算し、介護労働者の賃金を月額 4 万円引き上げる。
- 当面、療養病床削減計画を凍結し、必要な病床数を確保する。

26. 「障害者自立支援法」を廃止して、障害者福祉制度を抜本的に見直す

【政策目的】

- 障害者等が当たり前前に地域で暮らし、地域の一員としてともに生活できる社会をつくる。

【具体策】

- 「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、サービスの利用者負担を応能負担とする障害者総合福祉法（仮称）を制定する。

○わが国の障害者施策を総合的かつ集中的に改革し、「国連障害者権利条約」の批准に必要な国内法の整備を行うために、内閣に「障害者制度改革推進本部」を設置する。

19. 年金受給者の税負担を軽減する

「ここは参考」

【政策目的】

- 年金受給者の負担を軽減し、高齢者の生活の安定を図る。

【具体策】

- 公的年金控除の最低補償額を 140 万円に戻す。
- 老年者控除 50 万円を復活する。



理事会だより

第 3 回理事会

1. 日 時 : 平成 21 年 11 月 13 日 午後 6 時 30 分から 7 時 00 分
2. 会 場 : さいたま市浦和区仲町 2-13-8 ほまれ会館 会議室
3. 理事会議決事項

第 1 号議案から 5 号議案まですべて賛成多数で承認されました。

- ・ 第 1 号議案 講師派遣内規一部修正に関する件

提案理由

講師派遣事務提案手数料の内規を見直す（適正化）。

- ・ 第 2 号議案 部及び委員会の設置に関する規則第 2 条 法務部の新設に関する件

提案理由

県内にて実務に就いている介護支援専門員の訴訟に関する事案はない。しかし、利用者のニーズの多様化、要望や生活状況の複雑化に伴い、今後介護支援専門員の法的な責任を問われることが予想される。

一方、県や保険者からの実地指導やケアプランチェック等の際に不適切な指導があるという報告も受けている。そのため、現場の介護支援専門員が大変困惑し、萎縮している状況にある。このような状況下、介護支援専門員の立場を守るべく、法的な根拠を基に協会会員の支援を実施していく必要がある。

- ・ 第 3 号議案 定款 第 5 章総会 第 30 条表決権等に関する件

- ・ 第 4 号議案 定款 第 6 章理事会 表決権等に関する件

提案理由

平成 20 年 12 月の特定非営利活動促進法改正により、電子メールやインターネットを利用する方法などが新たに表決の方法として加えられた。当協会は、この法改正を機に、止むを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について

書面、ファクシミリもしくは電子メールをもって表決行うことができるようにする。

なお、この方法により表決できるようにするためには、事前に定款変更が必要である。

第 4 号議案の提案理由は同様である。

- ・ 第 5 号議案 事務局長代理に関する件

提案理由

事務局長不在のため内外的にも運営に支障をきたしているため、当面、事務局の山本隆雄を事務局長代理とする。

寄稿文

年の瀬の思い ~ケアマネとして~

ふじみ野市地域包括支援センターつるがまい

出張 由起

平成 21 年も残りわずかとなった師走、地域包括でもバタバタと新規相談案件や残務整理に追われる毎日です。

ケアマネになって 7 年目を迎えた私にとって、今年度は新たな 1 年でもありました。

09 年 4 月から当地域包括支援センターに配属されることが決まり、慌しく主任介護支援専門員研修の受講申し込みを行い、年明けには 11 日間の研修が始まりました。

長い道のりとなった研修では、講師の先生方のご講義は勿論のこと、一緒に受講したベテランのケアマネの方々の業務への熱意や取り組み・工夫等を伺うことができ、自分にとって新たな知識や視点を吸収できる本当に実りのあるものでした。

そして一番大きな収穫は、そんな精鋭のケアマネの皆さんと今では情報交換を行える仲間となったことです。

本年 4 月になり、地域包括の主任ケアマネとして新たな業務に就くとき「さてどうしようか」と前職場の地域包括で培ったノウハウと共にこれまでの自分を振り返りました。

いつも業務で悩み、立ち止まった時に、私は新人ケアマネだった頃を思い出します。都内の居宅介護支援事業所に勤務して 1 ヶ月目の私は前任者から約 80 件を引き継ぎました。右も左もわからないまま毎日自転車を走らせご利用者のお宅を訪問し、サービス事業所を回り、役所で情報収集・・・と不安や葛藤の中、目まぐるしい日々を送っていました。その中で「その人がその人らしく」生活していくとはどういうことなのだろう・・・と頭を悩ませていました。

そんな時、緊張しながら初めて開催したサービス担当者会議では、サービス事業者をはじめとした会議参加者の方々から多角的・多様な意見を聞き衝撃を受けました。

その姿勢も含め、ご利用者を第一に考えている各専門職ならではの質の高いものばかりだったのです。

会議参加者の真剣な思いを目の当たりにし、その人ひとりのために同じ方向を向いて一体となり支援していくことは、結果ではなくその過程が大事であることに気付かされました。

その時「連携」の意味を初めて理解することができた気がします。一人よがりだった自分を反省すると共に、そこに生まれた連帯感から「ケアマネは一人の仕事ではないのだ」と実感し、身が軽くなる思いでした。

その気づきはケアマネの仕事を好きだと思えた瞬間でもあったことを覚えています。

ご利用者の笑顔は私たちケアマネにとって一番の活力であり、一番の報酬でもあります。担当者会議では自分だけが訪問する時には聞いたことのない話や、見たことのない笑顔を見せてくれるご利用者も沢山いらっしゃいます。会議では、担当者間の意見交換だけでなく、ご利用者の違

った顔が見えることもあり、それもまたひとつの楽しみになっています。

そして今年も様々な発見や反省と共に、印象深い出来事がありました。それは夏の暑い盛りの日のこと、地域包括に民生委員さんが駆け込んできました。ある一人暮らしの男性(Aさん)が警察を呼んで大騒ぎになったので、早速訪問しました。民生委員さんは以前から近所の顔なじみで、快く受け入れてくれたのに対して、新参者の私には「誰だ?」という顔。「まだ世話にはなりたくない」とかたくなな態度に圧倒され、その後は忙しい日々にかまけ、いつの間にか足が遠ざかっていました。

それから1ヶ月が経とうとした頃、ちょっとした騒ぎで近隣の方からの一報を戴き訪問しました。Aさんはケロっとしており、他人行儀の対応にまた壁を作られた気分でした。

しかし数時間も経たないうちに再度近隣の方から包括へ直接から連絡があり、「お巡りさんと揉めているようだ。来てほしい」

急いで駆けつけたときに、数時間前に会った私の顔を認識していたAさんは「ああ、来てくれて助かったよ!」。

それがきっかけでAさん、近隣の方々との本当の意味での関わりが始まりました。

お隣さんは根気よく話を聞いてくれる良き相談相手であり協力者です。お向かいさんは、Aさんがお巡りさんと呼ぶ度に、こちらにも連絡を下さいます。気が付いた時に「今日は洗濯物を干していた」「昨日は夜遅くまで電気がついていて」と、日頃の様子を記録した日記も提供して下さいました。

お隣さんもお向かいさんも声を揃えて「こういう所があって助かる」とAさんの様子を報告しに頻りに地域包括を訪れてくれるようになりました。近隣の皆さんのAさんに対する向き合い方に頭の下がる思いと共に、最初の一步をなかなか踏み込めなかった自分に反省しています。

その後も騒動の繰り返しでしたが、近隣の方の温かい見守りにより、徐々に安定した生活を取り戻しつつあります。

周囲の方がいつも目を配り、必要なときには声をかけて下さる環境だからこそ、Aさんの一人暮らしが継続されているのだと思います。その周囲の方々も、特別なことではなく、挨拶をしたり、ちょっと様子を見ている。それだけのことが、Aさんにとって大きな支えとなっているのです。

未だ多くの課題を抱えながらも、地域ネットワークの底力を実感させられた事例です。

年末も迫った先日、Aさんは何気なく「来年も元気でいたいねえ。」と笑って話して下さいました。何気ないそれは誰もが願う思いです。

こうして思い起こすと、何度となく人に救われ、癒され、励まされ、元気をもらってきたことでしょうか。

いつでも人との関わりはかけがえのないものであり、これまでのケアマネとしての私を支えてくれた大きな財産です。

今年もまた新しい職場で、沢山の新しい出会いがあり、私の中の引き出しがひとつ増えたかなと思っています。

介護保険制度が始まり、10 年が経とうとしています。制度の改定も目まぐるしく、ケアマネとしての自分もまだまだこれからが成長段階です。そんな成長途上の私に「来年も元気でいられるように」一緒に歩いていきたいとの思いを改めて認識させてくれた一年であったと感じています。



ニュー
スの言
葉

所得税控除の種類

本広報誌が皆さんに届くころ、来年度予算が決まっていると思います。

現在議論になっていることは、来年度の税制改正です。環境税導入、子供手当財源確保に所得税控除をどうするか等です。この複雑な控除の種類のを廃止するかなどです。みなさんにとって、とても重要なことです。確認していただき、理解が深まることを期待しております。

	控除額 (万円)	内 容
基礎控除	38	最低限の生活のための控除.全ての納税者が無条件に適用できるものです
配偶者控除	38	同居特別障害者である人を除く、納税者と生計を一にしていることが条件です。
老人配偶者控除	48	その年の12月31日現在の年齢が満70歳以上の人
一般の扶養控除	38	収入が給与だけの場合は年額103万円以下、公的年金だけの場合は年額158万円(65歳未満の場合は108万円)以下
特定扶養控除	63	16～22歳の子どもがいる家庭
老人扶養控除	48	扶養控除を受けることができる扶養親族が年齢70歳以上は48万が控除されます。

祝 HP アクセス 50 万人達成

広報部長 石原 雅哉

当協会のホームページは平成 21 年 11 月 27 日午後 10 時 59 分に来訪者延べ 50 万人を達成いたしました。偶然にも仕事が終わっているはずの時間に達成したのはケアマネジャーの仕事がいかにかに多忙であるかということと、プライベートでもついつい仕事のことを考えてしまう方々がいかにかに多いかを物語っていると思います。

ホームページですからケアマネジャーだけとは限りませんし、県内の協会員だけが訪問してくださっているわけではありませんが、それにしても 50 万人という数字は開設時の予想をはるかに超えるものであり、こんなにも多くの方々に支えられているのだと思うと、感激すると同時に内容について「間違いはなかったか」、「誤報はなかったか」と思い返して反省し、今後はさらに襟を正していかなければならないと感じています。

ご存知のように介護保険法は変化し続ける法律です。その変化を少しでも早く察知し皆様にお届けすることがホームページの役割の一つだと考え、「介護保険最新情報」を掲載しております。また、研修を中心とした協会の活動の全てを公開し、知っていただくことで、協会と会員皆様との距離を縮め、共に歩んでいくことを目指しています。

次は 100 万人を目指してさらに早い最新情報の掲載と内容の充実にチャレンジしていきたいと考えておりますので、今後ともご支援を賜りますようよろしくお願いいたします。また、ご意見ご要望などがございましたら、ぜひお寄せいただきますようお願いいたします。



○ 事務局からのお知らせ ○

①平成 22 年度定期総会日が決まりました

- ・開催日 : 5 月 29 日(土)
 - ・会場 : 市民会館うらわ ホール
- 研究大会、基調講演、NPO 設立 5 周年記念講演等盛りだくさんの企画中です。
乞うご期待！

②表彰対象者の推薦をお待ちしております。

広報誌第 18 号にてお知らせいたしました「会員の表彰」に関する選考基準を、以下のように決めましたので推薦をお待ちしております。申請書はHP からダウンロードしてご使用ください。(申請用紙のHP 掲載は、1 月 15 日以降となります)

選考基準

- i. ケアマネジメント関係の研究大会等で、少なくとも研究等を 1 回以上発表したことがある。
- ii. ケアマネジメント関係の書籍等で、少なくとも研究等を 1 回以上発表したことがある。
- iii. 特定非営利活動法人埼玉県介護支援専門員協会主催の研究大会等で、少なくとも研究結果を 1 回以上発表したことがある。
- iv. 地域の会の会長を 5 年以上勤め、介護支援専門員の質の向上に努めた功績がある。
- v. 地域の会等で、研修の講師を行い、介護支援専門員の質の向上に努めた功績がある。

③法律に関する困りごと相談室

定期に法律相談日を設けております。

今回は 10 月 15 日におこなわれ、2 件の相談がありました。

次回の相談日は、田中弁護士の都合で 3 月 25 日(木) 15:00 から 17:00 です。

申込書式は、HP からダウンロードしてご使用ください。

④地域密着型サービスの外部評価

去る 9 月 1 日、当協会は県庁介護保険課から地域密着型サービスの「外部評価調査機関」として指定されました。すでに、地域密着型サービス(認知症対応型共同生活介護症及び小規模多機能型居宅介護)については、年に一回は外部評価の受審が義務付けられています。

一方、今年度から、地域密着型サービスの「介護サービス情報の公表」も義務付けられました。これにより、当協会は、地域密着型サービスの、「介護サービス情報の公表」の調査と「外部評価」の両方を実施することになりました。

当協会は、外部評価の調査準備を鋭意行い、平成 22 年 1 月から実施の運びとなりました。

この外部評価は、事業者が評価機関を選択するものです。事業者から選択されるにふさわしい機関として、公正中立的な立場で調査を進めていきます。 会員の皆様のご支援と地域密着型サービス事業者への周知をお願いいたします。

推薦をお待ちしています

⑤第 9 回日本ケアマネジメント学会 研究大会演題募集

当協会では、発表者の参加費を負担いたします。会員の皆様の申し込みをお待ちしております。詳細については、HP に掲載予定です。

賛 助 会 員 コーナー

・(有) あいえん まごころサポートセンター

ご支援ありがとうございました。

《受付順、掲載の許可いただいた事業所のみ掲載しております。掲載は 2 回しております》



編集後記

さて、年末です。私の施設では今年も年越しそば、おせち料理、お雑煮などの年末年始の特別な食事が用意されます。先日の給食会議でお雑煮に入れる“餅状”の食材の試食を行いました。喉に詰まってしまうリスクがあるため、餅そのものは提供できません。そこで、じゃがいもをすりつぶしたものを小麦粉でのぼしたりと嚥下しやすい工夫をして、餅に近い食感を味わっていただこうと試行錯誤するのです。今回は栄養課がメーカーの既製品を紹介したいと言うことでの試食でした。結果は普通の餅の食感に近すぎたため、常食の方のみということになりました。

このようにできるだけ安全でおいしい食事を提供できるよう裏で努力をしているわけです。

一方で職員やメーカーの考え一つでご利用者の食事が決まってしまうということに、ある種の罪悪感のようなものを感じてしまうのは、集団の枠組みの中で個性を重んじる施設の矛盾を表していると思います。

この矛盾に対する答えは今年も来年に持越しです・・・。

M. I

発行人： 特定非営利活動法人埼玉県介護支援専門員協会 千葉 道子
 特定非営利活動法人 埼玉県介護支援専門員協会事務局
 〒330-0062 さいたま市浦和区仲町 2-13-8 ほまれ会館内
 TEL 048-835-4343 FAX 048-835-4344
 Email : jn.kcx_vau.nd@palette.plala.or.jp
 HP : http://www.saitama-cm.com/

